

# 紫波町図書館基本構想・基本計画

平成21年3月

紫波町教育委員会

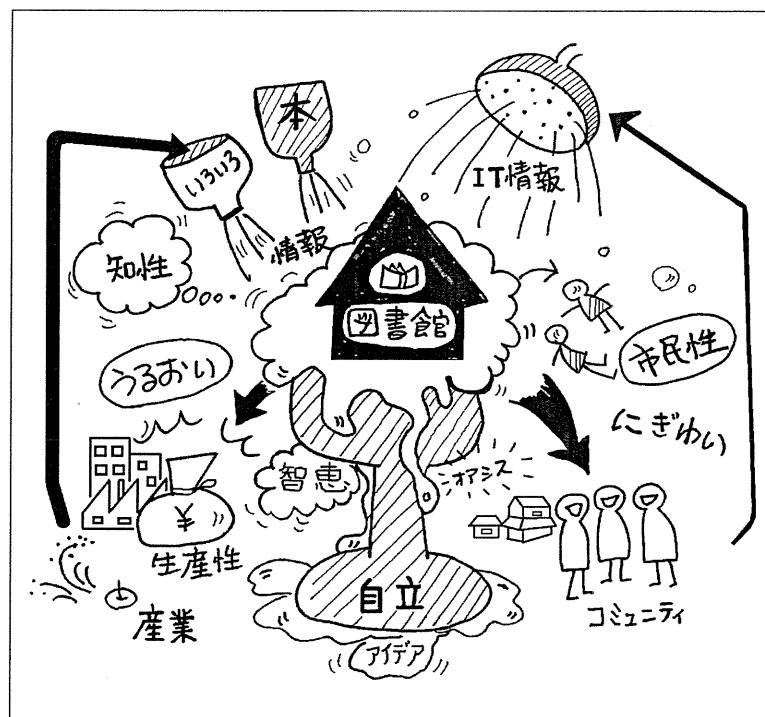
## はじめに

私たちの考える紫波町の将来は、町民一人ひとりが健康で心豊かに暮らし、それぞれの価値観や生活スタイルなどを互いに尊重し合いながら、自由闊達に議論し、協力し合うことができる自立した地域社会です。そのためには、世代を超えて人々が交流し、求められる情報が提供され、かつ、自ら発信できる公共の場が必要とされます。このことによって人々の新たな交わりの中でお互いの感性が磨かれ、町に賑わいと活気が増すものと考えます。

また、私たちの暮らす紫波町は、様々な文化資源に恵まれた町です。これまで多くの人々の行動によって独自の文化が生み出されてきました。この資源を糧に、今度は私たち自らが未来の文化の創造主として行動し、築き上げ、そして継承していく使命を自覚する必要があります。夢あふれる町を創るため、人と人を繋ぎ、文化情報の接点を担う場が図書館です。

一方、厳しい社会環境の中においても、一人ひとりが力強く自立して生き、自己決定力を身につける場が求められています。自治能力向上の情報支援という側面から、図書館の役割はその重要性を増し、よりクローズアップされてきています。

こうした背景の中、これまで一般公募による図書館をつくろう委員会から出された提言や図書館整備検討委員会における審議を基に、図書館計画案の積み重ねを行ってきました。そして、ここに理想とする図書像の構築に向けた「紫波町図書館基本構想・基本計画」を策定するものです。



■図書館を中心に起こりえることのイメージ

## 目 次

I 図書館基本構想	
第1章 紫波町に必要な図書館	1
1 今なぜ図書館か	
1.1 取り巻く背景の概要	
1.2 背景から導き出される重要な視点	
2 図書館のコンセプト	
2.1 図書館の理念	
2.2 町の情報拠点となる図書館	
第2章 図書館の理想像	2
1 図書館が生み出す可能性	
2 図書館の果たす目的	
2.1 図書館の目的	
2.2 目的の達成に向けた考え方	
II 図書館基本計画	
第1章 図書館の目指す方向	4
1 目的の達成のための具体的方針	
第2章 図書館で行うサービス	6
1 情報とサービス	
1.1 図書資料	
1.2 デジタル・聴覚資料と図書システム	
1.3 重点的・特徴的なサービス	
1.4 開館の設定	
2 スタッフと運営	
2.1 図書館職員	
2.2 様々な人の活動の場として	
第3章 図書館整備の内容	8
1 整備の内容	
1.1 設置場所	
1.2 整備の方向性	
1.3 規格、規模	
1.4 開館までのスケジュール	
2 利用の目標	
2.1 利用登録者数の予測	
2.2 利用目標の試算	
第4章 施設の整備に向けて	10
1 整備のイメージ	
2 図書館の空間像	
3 交流機能の空間像	
第5章 今後の図書館整備を進めるに当たって	11
1 整備担当部門の役割	
2 図書館整備計画のあり方	
3 設計に向けての留意点	

# I 図書館基本構想

## 第1章 紫波町に必要な図書館

### 1 今なぜ図書館か

#### 1.1 取り巻く背景の概要

- (1)人々の価値観が多様化する現代において、情報の価値も高まると同時に氾濫する情報から正確で必要な情報を取捨選択する能力、情報の選択眼が必要とされています。
- (2)深刻な少子高齢化や人口の地域格差などに起因する地域コミュニティーの希薄化が進行し、子どもの健全育成への影響が懸念されています。
- (3)町には地域ごとに特色を持った歴史や慣習、産業形態が存在する一方で、相互の交流や蓄積の仕組みが充分とは言えない状況にあります。
- (4)社会経済の変貌に伴い産業全体が非常に厳しい状況にあります。持続的に自立ができ活力のある町を目指すため、知的部分からのビジネス支援が必要とされます。
- (5)図書館を持たない本町においては、図書サービスに関する多くの面で全国や県の平均を下回り、他の図書館への依存度が高くなっています。生涯学習意識向上と読書推進のためにも図書館が必要とされます。
- (6)町公共用地の有効活用の中で、賑わいのスペースを築き上げることにより、新たなまちづくりの展開に向け新風をもたらすような場が望まれています。
- (7)町が進めてきた諸政策や上位の計画、国や県の動向、常に変化している公共図書館の在り方などを踏まえ、時代に即した図書館像が求められています。

#### 1.2 背景から導き出される重要な視点

- (1)町の文化を創造していく上での情報接点の構築が求められます。
- (2)子どもの知的好奇心を育てるための仕組みづくりが必要です。
- (3)恵まれた地域資産を活かすための手段が必要とされます。
- (4)生涯学習意識向上と読書推進の基点としての環境整備が必要です。
- (5)情報格差是正とビジネス支援による産業振興への貢献が必要です。
- (6)コミュニケーションによる地域の活性化と自治意識の向上が求められます。
- (7)新たな公共の場を契機としたまちづくり、ひとつづくりの手助けが必要です。

### 2 図書館のコンセプト

#### 2.1 図書館の理念

町民一人ひとりが、生活に潤いと楽しみをもち、まち全体が自然と賑わう公共の場をつくるため、図書館の理念を「より良く生き、よい文化に触れ、真理を学びたい」という町民の願いとして知る権利を保障し、知識や情報を町民の共通の財産として共有化させる未来へと繋ぐ町の施設」とします。

#### 2.2 町の情報拠点となる図書館

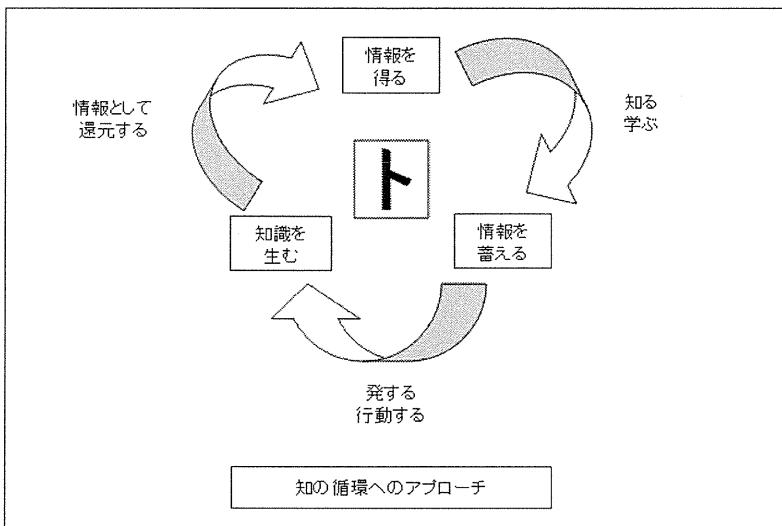
町の中心に賑わいのある情報拠点を築き、新たな公共の場を生み出すことで、先行き不透明な社会情勢の中においても、町民一人ひとりが自立し生きていくための「気づき」と「人財育成」の手助けを行うとともに、活力を取り戻し、更に発展へと導くまちづくりへの情報支援施設とします。

## 第2章 図書館の理想像

### 1 図書館が生み出す可能性

町に図書館があることによって、人々が情報を得、学び、行動するために大きな役割を果たす場となります。そこで得た情報を糧に人々は自身の活動を更に深め、極め、他と共に感します。そして新たな「知識」が生み出されると、やがてそれを「情報」として図書館へと還元することになります。このように、「情報」と「知識」の輪が次々と発展していく可能性を秘めている施設が理想的な図書館です。

■図書館を接点にして情報と知識が循環するイメージ



### 2 図書館の果たす目的

#### 2.1 図書館の目的

知識や情報を町民の財産として共有し、未来へ繋ぐ町の大切な施設とする理念を実現するため、図書館の目的を次の通り掲げます。

##### 図書館の7つの目的

- ① 「たくさんの情報に出合える場」であること
- ② 「次代を担う人づくりの場」であること
- ③ 「まちの歴史・風土・文化に出合える場」であること
- ④ 「活力あるまちづくりを支援する場」であること
- ⑤ 「協働の推進に寄与する場」であること
- ⑥ 「人に会える場」であること
- ⑦ 「新しい自分を見つける場」であること

#### 2.2 目的の達成に向けた考え方

##### ① 「たくさんの情報に出合える場」とは

可能性を求め人と情報が集まり、知りたい、学びたいという気持ちを充足できる情報拠点となる必要があります。充分な町の情報が集まる仕組みや情報ニーズに応えるサービスシステムの構築に努めます。

**② 「次代を担う人づくりの場」とは**

本を通じて子どもの知的好奇心を喚起し、社会に关心や夢を持たせることが重要です。学んで遊べる利用しやすい環境をつくるとともに、読書を進める大人の活動が高まるようボランティア活動などの支援を行います。

**③ 「まちの歴史・風土・文化に出合える場」とは**

郷土愛を育むため地元学などの自由な文化的活動が行われている状態が理想的です。文化ネットワークの形成などによって新しい創造がなされるためにも、町の情報がすぐに取り出され、応用できる仕組みを施します。

**④ 「活力あるまちづくりを支援する場」とは**

地域や個人間の情報格差が是正され、常に新しい情報に出会えることが重要です。成功したい人や若者がいつでも情報を取り出すことができるリアルタイムな情報発信機能を目指します。

**⑤ 「協働の推進に寄与する場」とは**

多くの場面において、ネットワークなど町民が行う自主的活動の広がりが見られることが理想とされます。地域自治に町民が参画するための、協働しやすい環境を提供し支援します。

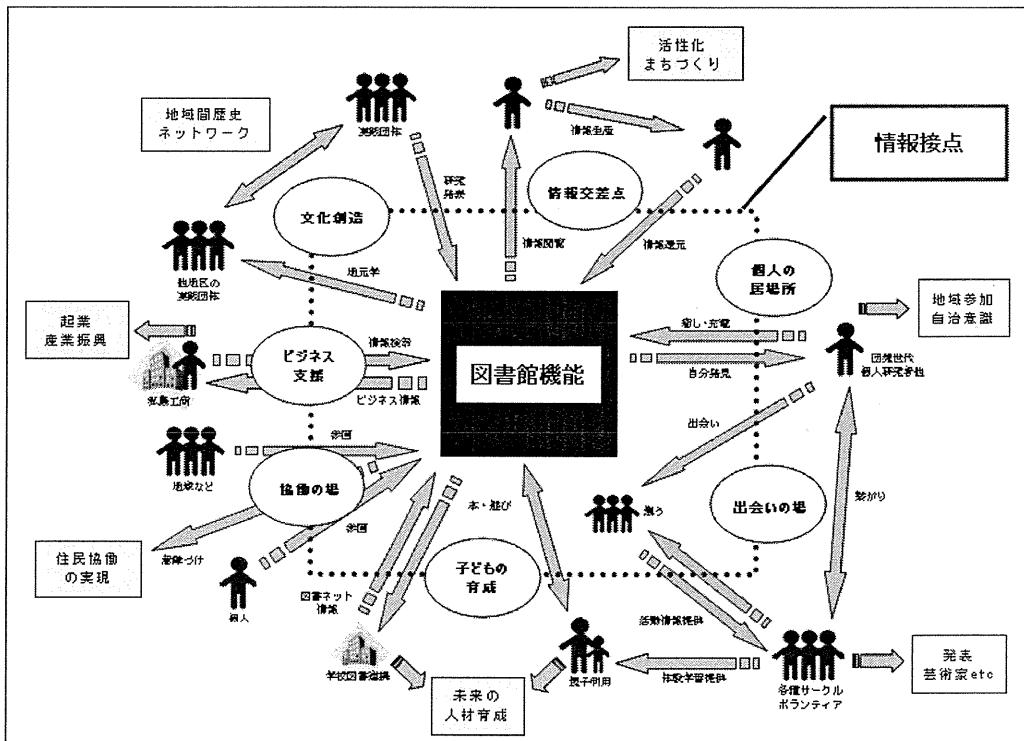
**⑥ 「人に会える場」とは**

人が行き交い混じり合うことで、融合し発展する情報のオアシスとも言うべき場が求められます。情報を媒体にして人と人、グループ同士が語らい、互いに刺激し合う場所づくりを目指します。

**⑦ 「新しい自分を発見できる場」とは**

自己の生き甲斐が見出され、健康的な生活を営むための情報を提供するとともに、個人の趣味や教養を高めることができる場をつくります。

■図書館で繰り広げられる活動のイメージ



## II 図書館基本計画

### 第1章 図書館の目指す方向

#### 1 目的の達成のための具体的方針

基本構想で定義する理念の実現と目的の達成を前提に、以下の通り具現化に向けた目標と手段を設定します。なお、紫波町らしい図書館とするため、実現可能な範囲で機能面等に特色を持たせるために、整備計画へ繋げる内容を盛り込みます。

#### ①たくさんの情報に出会える場

目 標	手 段
市民の知的好奇心を満たし得る充分な情報が集まる仕組みをつくる	利用者が満足し得る適正規模に応じた図書資料の収集を行う 利用者の興味関心を引くような映像や音源、その他の情報媒体を収集する 図書資料と電子資料相互の参照ができるハイブリッド図書館サービスの構築を行う 利用者自身が情報を持ち寄る仕組みをつくる 市民の情報活用能力の向上を支援する
問題解決の情報ニーズに応えるサービスを行う	情報案内・相談に加え、企画運営、図書館経営など全体をマネジメントできる職員を養成する 利用者の求めに応じた予約リクエストサービスを行う 公立図書館等の情報機関と連携し、資料の相互貸借サービスを提供する

#### ②次代を担う人づくりの場

目 標	手 段
本に親しめる子どもを増やすため、図書館サービスを利用しやすい環境をつくる	本を選び、読む力をつけ、自ら学ぶことを支援する 親子揃って楽しく学び、すごすことのできる館内環境をつくる 図書ネットシステムの活用により、学校や社会教育施設との連携を活性化させ、学習活動の機会を提供する
子どもが物事に興味を持つて機会をつくるボランティアや大人の活動を支援する	読書イベントや体験活動を促進するボランティアの育成を支援する ボランティアが図書館の活動に関わることができる環境をつくる 社会問題や将来の町を見つめ直す体験事業や親子が参加できるプログラムを充実させる

#### ③まちの歴史・風土・文化に出会える場

目 標	手 段
地域や歴史、文化の情報を誰もが利用できる開かれたシステムをつくる	地域資料コレクションを構築し、求めて応じ文化財の紹介や所在などを案内する機能をつくる 名誉町民や先人などを紹介することにより、町民の理解を深める 地域を知りたいという要求に応え、豊富な地域資料を整備し研究や発表ができる仕組みをつくる 他の図書館には無い特色ある文化的資料を収集、紹介する

#### ④活力あるまちづくりを支援する場

目 標	手 段
成功したい人、仕事を持ちたい若者がいつでも最新の情報を取り出すことができる	個人起業家や農・商・工業従事者、転入者に対する豊富な情報量を有する
	雇用情報など他方面との専門的情報の共有ができる仕組みをつくる
	個々の持つ知識を活用し、若者のエネルギーを刺激する企画をする
常に情報を提供している状態をつくる	さまざまな情報媒体が利用できる環境づくり
	町内における人的、地域的情報サービス網を確立する

#### ⑤協働の推進に寄与する場

目 標	手 段
町民の自治活動の参加を促し、協働しやすい環境を提供する	町の情報と地域を繋ぐコーディネート機能を有する
	個人と自治体が繋がりあう新しい公共の広場づくり
	互いの考えを語り合えるような場づくり
	図書館と町民とがパートナーシップを持ち活動するための基盤づくりをする

#### ⑥人に会える場

目 標	手 段
情報を媒体にして人と人、グループ同士が語らい互いに刺激を受ける場を提供する	グループがじっくりと活動できるスペースをつくる
	図書館の機能を活かすセミナーや講演会を企画する
	図書館における情報、個人やグループによる情報の交差点機能がある

#### ⑦新しい自分を発見できる場

目 標	手 段
楽しく、居心地よく過ごし、学習ができる空間をつくる	あらゆる世代や障害の有無に関わらず誰もが利用しやすい環境とする
	健康で豊かな生活をする上で必要な情報を提供する
	個人がゆっくりとくつろげるスペースをつくる

## 第2章 図書館で行うサービス

### 1 情報とサービス

図書資料と電子資料相互の参照ができるハイテクとローテクが融合する図書館をイメージします。また、利用者側から多くの情報が集まり、知識として循環させるシステムを生み出します。

また、図書館の基本的サービスに加え、図書館の機能を活かしたセミナーや各種プログラムを企画し、子どもを含む多くの世代が来館し学び、遊ぶことができる図書館づくりを行います。

#### 1.1 図書資料

利用数等の予測と目標設定を前提に、施設規模等に即した町として真に必要とするべき資料の購入と収集が重要です。実際の図書購入や地域資料収集に当たっては以下の点に留意します。

- ①利用者が満足し得る、適正規模に応じた図書資料の収集を行います
- ②基本図書を中心とした児童書の収集と、学びのための図書を充実します
- ③名誉町民や先人を紹介する文献を保有することにより、地元学を推進します
- ④他の図書館には無い特色ある文化的コレクションを収集、紹介します
- ⑤個人起業家や農・商・工業支援、転入者に対するビジネス支援図書を備えます
- ⑥個人と自治体が繋がり合う、行政資料などの町の情報を充実します
- ⑦生活関連教養書、健康情報誌など生活の上で必要な情報を提供します
- ⑧町に関する地域の資料を持ち寄り、整理分類し、提供する仕組みをつくります
- ⑨大活字本や拡大読書機器を備えるとともに、視聴覚障がい者情報センターと連携し、視覚・聴覚障がい者への情報を提供します

#### 1.2 デジタル・視聴覚資料と図書館システム

図書、情報機器、人を通じて得られる全ての情報接点の場であるために、以下の点に留意し整備に当たります。

- ①利用者の興味関心を引くような映像や音源、その他の情報媒体を収集します
- ②地域資料コレクションを構築し、すぐに取り出され利用できるシステムとします
- ③雇用情報など他機関との専門的情報の共有ができる仕組みをつくります
- ④音声等さまざまな情報媒体によるリアルタイムな情報サービスを行います
- ⑤デジタル・視聴覚資料等あらゆる情報提供の手段を講じ、地域的なアクセスの格差解消に努めます
- ⑥個人やグループによる情報の交差点機能を設けます

#### 1.3 重点的・特徴的なサービス

利用者の求める事項について、資料と情報の提供、紹介など一括したナビゲーションを実現し、全体の情報サービス向上のため、以下の点に留意します。

- ①情報案内相談を行う徹底したレファレンス・サービスを行います
- ②インターネットを利用したリクエストサービスを行います
- ③他の情報機関との連携を進め、情報共有と相互貸借のシステムを構築します
- ④学校図書館を結ぶ図書ネットシステムを活用し、調べ学習のための資料を提供します
- ⑤情報活用能力の向上を支援するための講座を開設します
- ⑥文化創造意欲を高めるための教養講座を企画します
- ⑦子どもが本を選び、読む力をつけ、自ら学ぶための支援をします
- ⑧社会問題や将来の町を見つめ直す体験事業や親子が参加できるプログラムを充実します

- ⑨地域を知りたいという要求に応え、豊富な地域資源を集め地元学を紹介します
- ⑩町民個々の持つ知識を活用し、若者のエネルギーを刺激する企画をします

#### 1.4 開館の設定

図書館機能を含む施設の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や町民の多様な生活時間などの利用動向、交通環境等に配慮するものとします。また、移動図書館車については、情報弱者や交通弱者への資料提供手段として、適切な周期による運行に努めるものとします。

#### 2 スタッフと運営

図書館における事業推進にあたっては、運営の主体となる行政とともに民間、住民が持つそれぞれの強みを活かし、その能力を充分に発揮しながら進めます。

##### 2.1 図書館職員

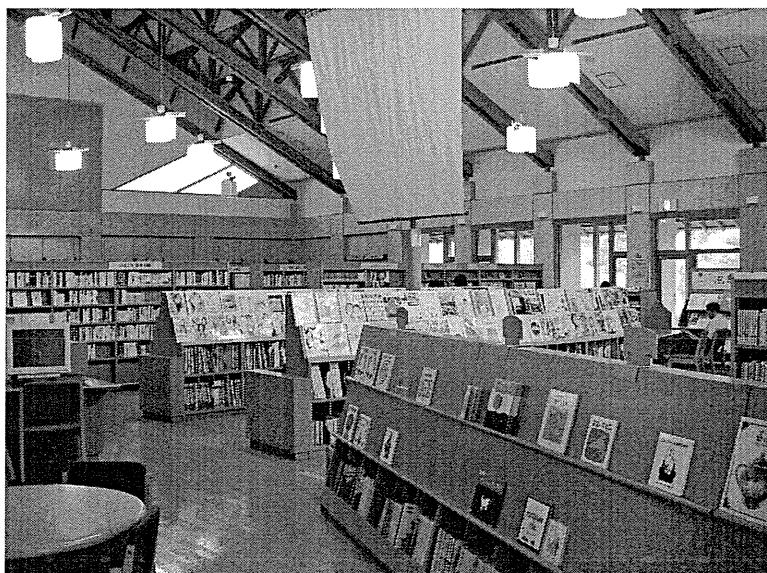
図書館職員は、従来行ってきたレファレンス・サービスや資料選定能力に加え、電子メディアを構築し管理する能力、ボランティア等との協力関係を調整する能力、事業推進のための企画交渉能力が求められます。図書館司書等の専門的な職員、包含する交流館機能との連携を進める職員、ITを含む情報サービス全体をコーディネートできる職員の養成に努めます。

館長は、図書館の管理運営に必要な知識と経験を有するとともに、図書館の役割及び任務を自覚し図書館機能を十分発揮するなど、全体のマネージャーとしての資質をあわせ持つ必要があります。

##### 2.2 様々な人の活動の場として

経済活性化を含む町全体の活気を取り戻すための様々な活動を展開していく上で、行政のみならず民間資源の活用やボランティア団体等の協力が不可欠です。より多くの分野から図書館の活動に参加できるルールづくりを行います。

- ①読書イベントや体験活動を促進するボランティアの育成を支援します
- ②図書館ボランティアが図書館に協力できる環境をつくります
- ③図書館と町民とがパートナーシップを持ち活動するための基盤づくりをします
- ④民間企業や大学との連携する仕組みをつくります



参考 一関市立川崎図書館（閲覧室）

## 第3章 図書館整備の内容

### 1 整備の内容

#### 1.1 設置場所

紫波中央駅前公共用地を選定します。

- 選定理由 ①あらゆる意味で町の中心に位置すること  
 ②将来も多く利用者が見込まれること  
 ③一定面積の用地確保が可能であること  
 ④交通アクセスの利便性が高く町外図書館との往来も想定できること

#### 1.2 整備の方向性

同所に整備予定の図書館は、交流機能を包含し、総合的に機能させます。

- (1)設置しようとする図書館は、図書館法第2条2項及び第10条に定める公立図書館とします。  
 (2)図書館は、交流機能との一体的運営により、情報、交流、その他特色あるブースと有機的に関わり、相乗効果によるまちづくりの一端を担います。  
 なお、図書館機能と交流機能のシンクロによる一貫した経営かつ効率的事業運営等がなされるための連携システムを構築します。  
 (3)図書館の整備に関しては、公民連携プロジェクトの都市再生整備計画において事業効果など政策的投資価値等の観点から検討されることから、本基本構想・基本計画における整備方針は、図書館設計の基準を指すものです。  
 (4)管理運営については、公民連携プロジェクトとの連携により、想定される様々な手法についてその効率性や実効性など充分に比較した上、住民満足度を充足し得る手法を設定します。

#### 1.3 規格、規模

##### (1)規格

図書館は交流機能を含め1階に置き、ワンフロアの構造を基本とします。

##### (2)規模

図書館総延床面積 2,400m<sup>2</sup>

##### 概要内訳

・開架フロア	1,000m <sup>2</sup> (図書館専用部)
・閉架書庫	100m <sup>2</sup> (〃)
・学校協力用書庫等	100m <sup>2</sup> (〃)
・交流スペース	300m <sup>2</sup> (交流機能供用部)
・研修室、会議室等	150m <sup>2</sup> (〃)
・スタジオ、アトリエ、IT室等	120m <sup>2</sup> (〃)
・事務室	100m <sup>2</sup> (〃)
・その他	530m <sup>2</sup> (〃)

なお、具体的空間構成は整備計画において定めます。

#### 1.4 開館までのスケジュール（平成24年6月開館を想定）

予定時期	具体的スケジュール
平成 19年度	図書館基本構想策定
〃 20年度	図書館基本計画策定
〃 21年度	公民連携プロジェクトとの調整、検討 図書館準備のための体制づくり 実施設計着手、図書購入計画策定
〃 22年度	外構、駐車場工事（PPP関連事業による）、図書館建設着手 図書年次購入開始、以降年次計画で諸準備
〃 23年度	図書館の竣工
〃 24年度	図書館開館

## 2 利用の目標

### 2.1 利用登録者数の予測

図書館サービス目標量の設定にあたっては、図書館利用に係る登録者数を基準とし、現在の数に対し、増加が見込まれる潜在的利用数を加え将来の全体数を見込みます。

・現在の胡堂文庫の登録者数	10,584人
・近隣市町村図書館利用に起因する増推計	1,560人
・立地条件に起因する登録増推計	3,150人
・その他の要素による新規登録増推計	2,200人
	合計 17,494人

### 2.2 利用目標の試算

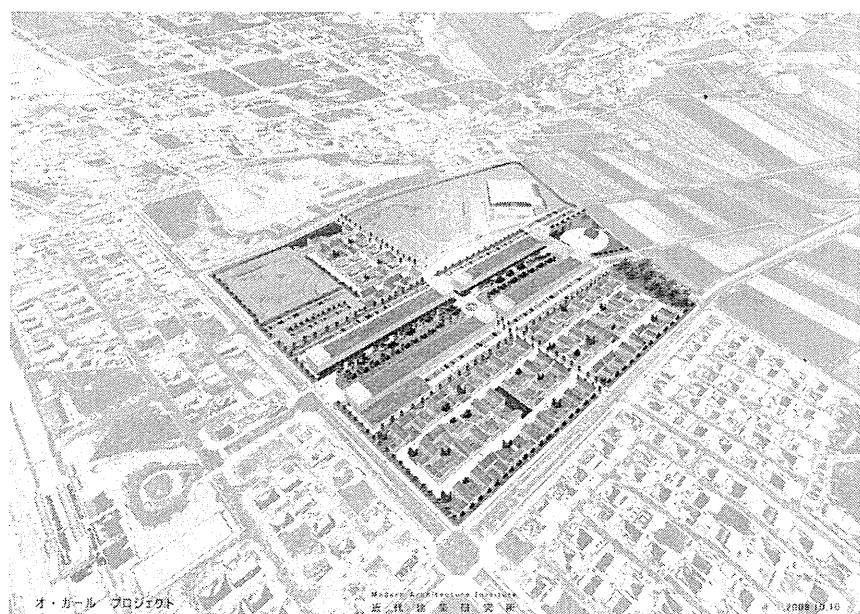
登録者推計を基に、どの程度の利用が見込まれるのか項目別に整理しました。目標値については開館時における当初目標値と長期的な将来目標値を設定します。

また、本の貸し出しに係る図書館の直接的な目標数値とは別の指標として、来館者数に注目します。目標で打ち出す施策の展開により施設を利用する人自体が増え、賑わいが創出されることを大きな目標の一つとします。

#### ■利用予想と目標値

	全国平均 (先進館)	県指針	胡堂文庫	当 初 目標値	将 来 目標値	根 拠
人口	33,728	30,000	34,741	35,000	35,000	H22人口推計 約35,000人
登録者数	28,922	15,000	10,584	14,000	17,500	当初：人口の40% 将来：〃 50%（県指針より）
来館者数	—	—	—	100,000	150,000	交流機能を含む施設全体の利用者数で当初は中央公民館利用数程度を見込む
蔵書冊数	169,501	120,000	43,484	100,000	190,000	閲覧室（開架書庫）+閉架書庫+学校間協力用書庫 ※地域資料含む
年間購入冊数	9,614	12,000	1,629	50,000	6,000	別途蔵書購入計画による基準を設ける 不足分は地域資料図書等の活用にあたる
年間貸出冊数	485,588	300,000	39,878	350,000	525,000	当初：一人当貸出冊数 25冊×登録者数 将来：〃 30冊×〃
1人当貸出冊数	14.3	10.0	1.2	10.0	15.0	当初：現時点貸出予想+潜在利用者推計 将来：県指針による

※将来目標値は10年後を想定するものとする



参考 紫波中央駅前開発イメージパース

## 第4章 施設の整備に向けて

### 1 整備のイメージ

誰もが不自由なく利用できるユニバーサルデザインを基本に、「ひとにやさしい」空間づくりをイメージし、図書館整備の考え方とします。

- ① ひろびろとした空間
- ② ともだちが集う空間
- ③ にぎやかさと静けさが同居する空間
- ④ やりたいことを実践し、発表できる空間
- ⑤ さがしたいものが見つかる空間
- ⑥ しわを発見できる空間
- ⑦ いやしの空間

### 2 図書館の空間像

#### ① ひろびろとした空間

- 街の一角に図書館があるというイメージ
- シンプルであり、1階ワンフロア構造、バリヤフリーを基本
- スロープ、車いす、多目的トイレ、和室ブースなど高齢者や障害者も利用しやすい環境
- 利用者の導線を考慮した書架の配置
- 一般と児童の書架をゾーン分けし、カウンターより一望できる構造
- 天井が高く、創造性を育むような空間
- より広く明るさを演出するための窓の大きさや位置と照明器具の工夫
- 交流機能部への導線を含めたわかりやすいサイン表示

#### ② ともだちが集う空間

- 人と人が出会い、雑談を繰り広げられる交流空間への導線
- 子どものふれあいの場や、会議室等との音の遮断
- プライバシーが守られるいくつかのブース
- 親子が友だち感覚で一緒に時間を楽しめる場

#### ③ にぎやかさと静けさが同居する空間

- たくさんの人があり賑やかさを感じながらも、静かに調べものができる空間
- 軽食コーナーや販売スペースへの回遊性
- 有効な音響的ゾーニング

#### ④ やりたいことを実践し、発表できる空間

- 読み聞かせ会が頻繁に開催できるコーナー
- 個人が調べたことを発表できる情報掲示板や視聴覚機器
- 団体やボランティアが活動するためのスペース
- 図書ネットシステムを運用するための専用作業室

#### ⑤ さがしたいものが見つかる空間

- 分野ごとのゾーン分けと、隅々まで見渡せる配置
- 閉架書架は充分な広さと貴重資料の長期保存に適した構造
- 十進分類だけにとらわれない、利用者の知的刺激を擗るような独自の分類
- 季節イベントや目的に応じた特集コーナー、サプライズも含めた楽しい設置
- 電子メディアやAV資料、音楽情報、インターネット回線等の総合情報提供
- バランスのよいYA、AV、CDコーナー配置と閲覧スペース
- ビジネス支援コーナー、民間企業情報コーナー
- 駅利用者や社会人のための夜間延長開館
- 利用者のプライバシーを尊重した自動貸出システムの設置

**⑥□しわを発見できる空間**

- 歴史、風土、文化にあう情報や地元学を紹介する展示スペース
- 町の歴史や文化を調査研究するための作業室
- 課題解決に向けた講演会を開催できる150人程度が集える多目的スペース

**⑦□いやしの空間**

- 環境にマッチした省力温度湿度調節設備、風通し、キャレル机や椅子の配置による個人がくつろぎを覚えるレイアウト
- 癒しの空間を演出できるよう交流機能部との整合
- 視覚的に屋外の景色を工夫し、散歩機能なども取り入れる

**3 交流機能の空間像**

図書館を協働の町づくりを具現化する政策的施設として位置づけ、以下の交流機能を有するものとします。図書館機能と交流機能との相乗効果により、施設全体のモチベーション向上を図ります。

- 駅からほど近い場所で、通路へのアーケードを設けるなど利用者の便を図る
- 開館時間は駅利用者の時間帯とリンクさせる
- 園庭やビオトープ機能を設け、景観上も美しいものとする
- 軽食などができるスペースを設ける
- 講演会やワークショップ、コンサートも可能な多目的スペースを確保する。ただし閉鎖された空間ではないものとする
- 販売テナントなどのフリースペースを設ける
- 物づくりや講座ができるアトリエを設ける
- NPOや自主的グループが自由に使用できるスペースを設ける
- 団体活動室、ミーティングルームを設ける
- 子どもを遊ばせることができるスペース設ける
- 音楽スタジオを設置する
- 協働の実現を推進する中間支援コーナーを設ける
- 災害等緊急放送を含む総合情報を提供する放送機能を設ける
- ITをサポートする機能を設置する
- コミュニティバスの停留所を設ける
- 駅やバスターミナルとしての待合室機能を設ける
- 図書館機能と一体的の運営ができる環境とする
- その他必要なものは図書館整備計画で定める

**第5章 今後の図書館整備を進めるに当たって****1 整備担当部門の役割**

整備に関しては、計画や設計の段階から専門家のアドバイスを反映させながら、公民連携プロジェクトとの調整により進める必要があります。

**2 図書館整備計画のあり方**

基本構想及び基本計画の考え方を受け、実際の整備に係る詳細な指針を示します。これは実施設計に向け、具体的設備や交流部への導線などの仕様を定めるものであり、高い専門性が要求されることから、図書館専門家の意見を取り入れながら、信頼あるコンサル業者への委託等により進めます。

**3 設計に向けての留意点**

図書館設計を行うに当たっては、設計者の図書館設計に関わるノウハウの有無や実績等を充分に考慮し、住民の意見や基本構想及び基本計画の内容を充分に反映した上で、より専門性の高い設計者を選定する必要があります。